

千葉県市営住宅シルバーハウジング管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、シルバーハウジングの管理について千葉県市営住宅条例（昭和36年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）、千葉県市営住宅条例施行規則（昭和37年千葉県規則第14号。以下「規則」という。）及び千葉県市営住宅管理事務取扱要綱（昭和55年10月1日施行）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてシルバーハウジングとは、シルバーハウジング・プロジェクトの実施について（平成13年3月28日老発第114号、国住備発第51号）に基づき、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された市営住宅（条例第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ）をいう。

(入居者の資格)

第3条 シルバーハウジングに入居できる者は、条例第6条の規定する者のうち、居宅における移動、食事、入浴、トイレ、着替えその他自力で日常生活において基本的な動作が可能な程度の健康状態にあり、次のいずれかの条件を満たす世帯とする。

- (1) 満65歳以上の単身者世帯
- (2) 夫婦のいずれか一方が満65歳以上の者からなる世帯
- (3) 満65歳以上の親族のみからなる世帯

(入居の申込み)

第4条 規則第3条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、千葉県市営住宅シルバーハウジング入居者資格認定のための申立書（様式第1号）その他健康状態を把握するために必要な書類とする。

(同居の承認)

第5条 規則第11条第2項に規定する相当と認めるときとは、同居の承認後の世帯の状況が第3条の要件に該当するときその他シルバーハウジングの同居の承認について相当と認めるときとする。

(承継入居)

第6条 規則第13条第2項に規定する相当と認めるときとは、引き続き入居を希望する同居者が第3条の要件に該当しているときその他シルバーハウジングに承継入居を承認することが相当と認めるときとする。

(入居要件の消滅による入居の変更及び明渡し)

第7条 シルバーハウジングの入居者は、第3条に規定するシルバーハウジングの入居の要件が消滅したときは、当該シルバーハウジング以外の市営住宅に入居の変更又はシルバーハウジングの明渡しをすることとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市営住宅シルバーハウジング入居者資格認定のための申立書

※ この申立書は入居予定者1人につき1枚提出してください。複数の入居予定者がいる場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。

氏名			電話番号	自宅	
生年月日	明治・大正・昭和・令和 年 月 日生(歳)	男・女		携帯電話	
現住所				その他(職場等)	

《該当するものにマル印を付け、あるいは記入欄に記入してください。》

1. あなたは日常生活を営むうえで何らかの介助又は援助を必要としますか。

①必要とする ②必要としない

※裏面の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

2. 現在のあなたのおすまい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のおすまい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他(具体的に)

(2) 住宅におすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階(エレベーターの有無:有・無) ③3階以上(エレベーターの有無:有・無)

・同居している方は

①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は()

・施設・病院等種類は ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所

④その他()

・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

[]

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容([要支援1、2][要介護1、2、3、4、5])

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種別() ②使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介助又は援助の状況等についておたずねします。表中の該当する欄にマル印を記入してください。
 また、介助又は援助が必要な場合は、現在受けている介助又は援助の内容、入居申込をした市営住宅において受ける予定の介護介助又は援助の内容等について、具体的に記入してください。

項 目	① 現在の日常生活において介助又は援助を必要としていますか。			② ①において介助又は援助が必要と答えた場合、現在の介助又は援助をどこから受けていますか			③ ①において介助又は援助が必要と答えた場合、市営住宅に入居したときにどこから介助又は援助を受ける予定ですか			
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による居 宅介護 サービス	介護保険以外による 介助・援助		介護保険 による居宅 介護サー ビス	介護保険以外による 介助・援助		
					公的機関 (市町村。保 健所、支援 センターな ど)	民間(ボラ ンティア団 体、NPO、 親族など)		公的機関 (市町村。 保健所、支 援センター など)	民間(ボラ ンティア団 体、NPO、 親族など)	
基 本 的 な 動 作	居室にお ける移動									
	食事									
	お風呂									
	トイレ									
	着替え									
	炊事・洗濯・ 掃除など、ふ だんの家事									
そ の 他	相談									
	見守り									

- 現在受けている介助又は援助について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。

[]

- 現在受けている医療(訪問介護、通院等)について知らせておきたいことがあれば、その内容をご記入下さい。

[]

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、千葉市及び千葉市住宅供給公社がシルバーハウジング入居者の資格認定を行うに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、本申立書及び面接等の調査で知った事項について市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日

(あて先) 千葉市長
千葉市住宅供給公社理事長

氏 名

印

シルバーハウジング入居資格認定運用基準

①シルバーハウジング入居者資格認定のための申立書

	項目	要件
ア	介助なし	一部介助及び全部介助の項目に該当が無いこと
イ	一部介助	「基本的な動作」の項目に一つでも該当があり、かつ全部介助の項目に該当が無いこと
ウ	全部介助	「基本的な動作」の項目に一つでも該当あること

②介護保険被保険者証

	要介護状態区分	状況
I	非該当(自立)	
II	要支援	1 日常生活においてほぼ自分で行うことが可能であるが、立ち上がりなどに何らかの支援を要する状態
		2 上記のほか、薬の内服などの日常生活に何らかの支援が必要となる状態
III	要介護	1 日常生活動作のうち歩行などに、部分的な介護が必要となる状態
		2 上記に加え、移動や衣服の着脱などの動作に、より介護が必要となる状態
IV	要介護	3 日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態
		4 介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
		5 介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

シルバーハウジング入居資格判断票

要介護 状態区分 申立書 該当項目		I	II	III	IV
		非該当 (自立)	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3～5
ア	介助なし	○	○	○	×
イ	一部介助	○	○	○	×
ウ	全部介助	×	×	×	×

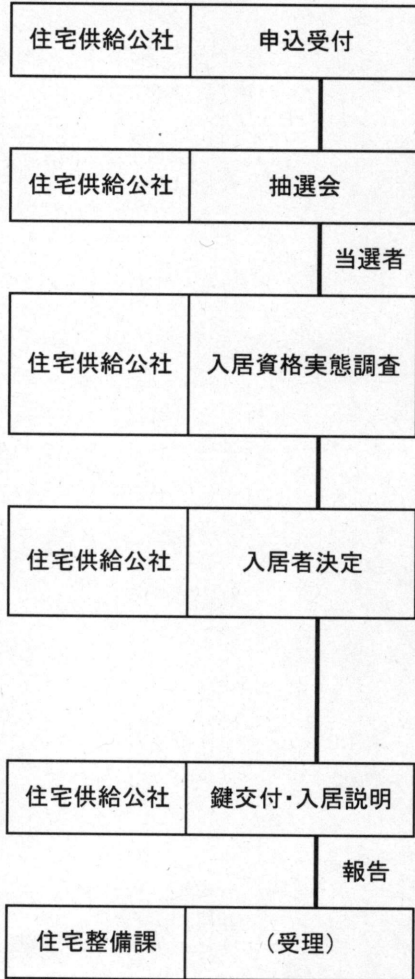
○ 合格(自活できる)

× 原則として失格。必要に応じて入居希望者との面談を行った後に決定。

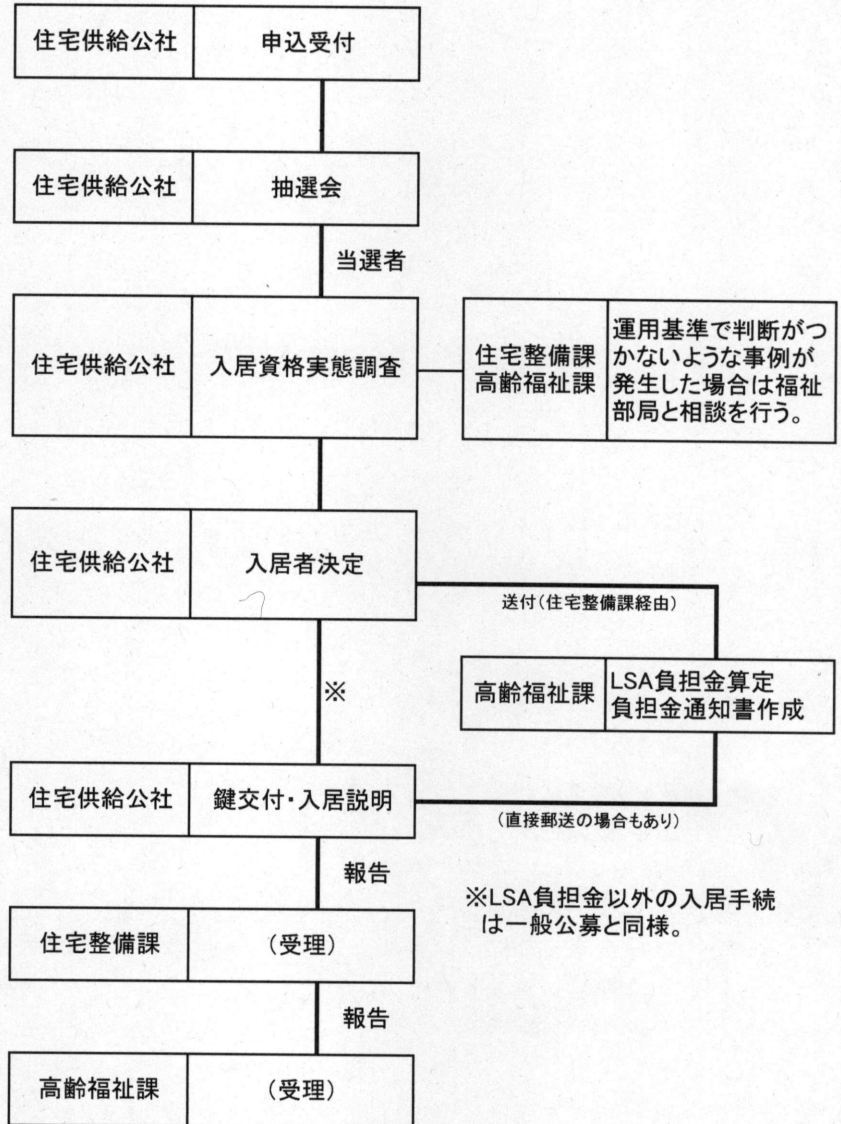
※運用基準で判断がつかないような事例が発生した場合は福祉部局と相談を行う。

市営住宅入居フロー

一般市営住宅の公募



シルバーハウジング



※LSA負担金以外の入居手続は一般公募と同様。